

令和5年3月1日

社会福祉法人川福会 虐待防止指針

社会福祉法人 川福会
理事長 吉田 悟

【虐待防止に関する基本方針】

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者等の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(1) 身体的虐待

利用者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者等に猥褻な行為をすること又は利用者に猥褻な行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者等に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動。

その他、利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト（支援・介護の放棄・放任）

利用者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による（1）から（3）までに掲げる行為と同様の行為の放置。
その他の利用者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者等の財産を不当に処分すること。

その他利用者等から不当に財産上の利益を得ること。

【虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法】

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の特定・除去に努めます。
- (2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が役職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処致します。
- (3) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

【虐待等が発生した場合の相談・報告体制】

虐待等が発生した場合の相談・報告については、川福会ハラスメント防止規程の受付・対応方法に準拠し対応致します。

(1) 相談窓口

役職員等からの相談を受け取る窓口(以下「通報窓口」という。)を各事業所の重要事項説明書に記載の窓口とは別に、法人管理統括部内に設置し、窓口対応担当者を置きます。

(2) 通報・相談方法

通報・相談方法は電話・書面・電子メール等とします。

通報・相談は、十分な調査や通報者への適切なフィードバックを行うために実名を基準としますが、匿名による相談がやむを得ないと判断される場合は受理致します。

【対応方法(事実確認及び記録)】

- (1) 窓口対応担当者は、窓口を通じての通報や相談があった場合には、報告等を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。
また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- (2) 通報・相談受理に基づく各種対応事務等を執り行うために窓口対応担当者は通報・相談への対応に関する記録を作成、確認の経緯を記録し時系列で概要を整理、聴取した内容を法人統括副本部長に報告します。
- (3) 法人統括副本部長は、窓口対応担当者から報告を受け、調査の必要があると判断したときは、ただちに当事者の事情聴取を含む事実関係の調査を行うための調査チームを設置し事実の確認を行います。
- (4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (5) 市町村の窓口等外部機関に報告・相談を実施します。
- (6) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、当該事

案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を検討し、役職員に周知します。

- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。
- (8) 成年後見制度の利用支援利用者等又はご家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

【当該指針の閲覧】

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

また、当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

【虐待防止の推進】

研修会のほか、行政や高齢者福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する外部の研修等に積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。